

## 江田島市教育委員会会議録

平成 29 年 8 月 21 日（月）平成 29 年第 10 回教育委員会会議定例会を大柿公民館大会議室において開催しました。

### 1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	10 時 00 分
閉会	午前	11 時 41 分

### 2 出席者（5名）

教育長	御堂岡 健
教育長職務代理者	三島 雅司
委員	樋上 美由紀
委員	柳川 政憲
委員	今井 絵里子

### 3 出席説明員

教育次長	小栗 賢
学校教育課長	畠藤 邦子
生涯学習課長	問可 健治
西能美学校給食共同調理場総括場長	仁井 雄一
江田島図書館長兼能美図書館長	加賀見 富士枝
大柿自然環境体験学習交流館長	西原 直久

### 4 事務局

学校教育課	
課長補佐	中本 陽子

### 5 傍聴人

なし

### 6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第 21 号 江田島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について
- (4) 議案第 22 号 請願書（2018 年度使用小学校道徳教科書の採択に関する要望及び請願）

について

- (5) 議案第 23 号 平成 30 年度に市立小学校で使用する「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について
- (6) 議案第 24 号 平成 30 年度に小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択について
- (7) 承認第 20 号 教育委員会の附属機関の委員の委嘱等について
- (8) 承認第 21 号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について
- (9) その他

## 7 議事の概要

### ○ 教育長

ただいまから、第 10 回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

ただ今の出席者は 5 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

### ○ 教育長

それでは、審議に入る前に、21 ページの議案第 24 号については、小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択に関する案件で、内容から個人が特定される可能性があると思われます。

また、64 ページの承認第 20 号及び 66 ページの承認第 21 号につきましては、人事に関する案件ですので、公開しないで審議することが適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

### ○ 教育長

それでは、お諮りいたします。

議案第 24 号、承認第 20 号及び承認第 21 号は、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

### ○ 教育長

挙手全員と認めます。

従いまして、議案第 24 号「平成 30 年度に小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」、承認第 20 号「教育委員会の附属機関の委員の委嘱等について」及び承認第 21 号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免につい

て」は、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 教育長

なお、議案第 23 号「平成 30 年度に市立小学校で使用する「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について」公開するかどうかは、日程第 4、議案第 22 号「請願書（2018 年度使用小学校道徳教科書の採択に関する要望及び請願）について」の中の審議事項となっておりますので、そこで審議したいと思います。

○ 教育長

日程第 1、「教育長報告」を行います。

それでは、議案書の 2 ページをお開きください。

「教育長報告」

(省 略)

以上で、教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第 2、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めておりますので、今回は、樋上委員にお願いいたします。

○ 教育長

日程第 3、議案第 21 号「江田島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今、上程されました議案第 21 号「江田島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について」でございます。

議案書、3 ページをお開きください。

提案理由でございます。

学校教育法及び学校教育法施行規則の一部改正に伴い、現行規則の一部を改正する必要がありますので、江田島市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 号の規定によりまして、委員会の議決を求めるものでございます。

内容でございます。

4 ページに改正条文を、5 ページに「参考資料」として、新旧対照表を載せておりますのでご覧ください。

今回の規則改正に至った理由は、「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」が平成 29 年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行されたことによ

るものです。

今回の改正の主旨は、「学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進すること」を目的としております。

主な改正内容としましては、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律関係」や「義務教育費国庫負担法関係」、「学校教育法関係」などの改正がございました。

この改正の中で、本市の規則に関係する部分として、「学校教育法等の改正」があり、その内容は、「学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直しを図る」もので、具体的には、「学校経営を支える事務職員の充実を図り、教師と事務職員の役割を見直し、主体的に校務運営に参画する。」という内容となっております。

5ページの「参考資料」をご覧ください。第34条第6項の事務主任に関しては、「つかさどる」を「連絡調整及び指導、助言に当たる」とし、同条第7項の主事に関しては、「従事する」を「つかさどる」というように、法律と同じ書きぶりとし、事務職員が主体的に校務運営に参画できるような内容に改正をしております。

最後に、附則として、この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、平成29年4月1日から適用する、としております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました、ご質疑はございませんか。

○ 三島委員

市の規則については、文言の修正のようですが、説明の中で、学級編制や教職員の定数に関する法律等の改正があったという説明がありましたが、その内容がわかれば教えてください。

○ 教育次長

今の学級編制などの改正内容ですが、少人数指導等の推進で、障害に応じた特別の指導が児童・生徒13人に1人とか、日本語能力に課題のある児童・生徒への指導が児童・生徒18人に1人、また、初任者研修については、初任者6人に1人というように基礎定数を変更されています。

○ 三島委員

今までより改善されたという事で、よろしいですね。

○ 教育次長

そうです。

○ 学校教育課長

今，教育次長が説明したとおりですが，補足説明させていただきます。  
足りないところが補充されるようになり，改善される見込みです。

国の法律がまず改正され，県の教職員の定数も今後改正されていくのではないかと思います。

○ 三島委員

わかりました。

○ 教育長

ほかにご質問はありませんか。

(質疑なし)

○ 教育長

それでは，これで本件の審議を終わります。  
採決に移ります。

議案第 21 号「江田島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について」は，原案のとおり決定することに，ご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。  
よって本案は，原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第 4，議案第 22 号「請願書（2018 年度使用小学校道徳教科書の採択に関する要望及び請願）について」を議題とします。  
事務局から，説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今，上程されました議案第 22 号「請願書（2018 年度使用小学校道徳教科書の採択に関する要望及び請願）について」でございます。

議案書，6 ページをお開きください。

提案理由でございます。

平成 30 年度から使用される小学校道徳教科書の採択に係り，請願書が提出されました

ので、江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第8号の規定によりまして、委員会の意見を求めるものでございます。

内容につきましては、学校教育課長をして、説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○ 学校教育課長

ただ今、上程されました議案第22号「請願書（2018年度使用小学校道徳教科書の採択に関する要望及び請願）について」説明致します。

提案理由につきましては、先ほど教育次長が説明いたしましたとおりでございます。

内容でございます。

7ページをご覧ください。

小学校で使用される道徳教科書の採択に関して「公正かつ民主的な適正な手続きに則った教科書の調査研究、選定、答申を踏まえて道徳教科書の採択を行うこと」を要望する請願書でございます。

審議していただきたい内容といたしましては、3つございます。1点目は、10ページの「採択資料等の公開・公表についての要望」、2点目は、同ページの「道徳教科書の選定についての要望」、3点目は、11ページの「教科書採択における公正確保の徹底についての要望」でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。それぞれの内容について明確にするため、1件ずつ審議して参りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

それでは、順番に審議して参ります。

「採択資料等の公開・公表についての要望」について、事務局から説明をお願いします。

○ 学校教育課長

それではご説明いたします。

まず、公表についての考え方でございますけれども、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第15条におきまして「採択した教科用図書の種類等の公表」として、「市町村の教育委員会は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で

定める事項を公表するよう努めるものとする。」とされています。

文部科学省省令で定められた事項といたしましては、調査研究の資料等が挙げられています。

「努めるものとする」とございますので、いわゆる努力義務でございます。

しかしながら、教科書採択に関する情報の積極的な公表や採択に関する説明責任を果たすことが求められておりますので、そのことを踏まえまして、ご審議いただければと考えております。

では、10ページ「採択資料等の公開・公表についての要望」をご覧ください。

①から⑦の採択資料等の公開・公表についての要望がございます。

こちらに要望が7点ありますが、6月に教育委員会会議で「採択基本方針」を決定していただきました。

議案書の12ページでございます。

この、「採択基本方針」に則ってこの件を考えてみますと、①については、ご審議いただく必要があるかと思うのですが、②から④については、すでに「採択基本方針」に則って取り組みを進めておりますので、こちらについては、この要望を採択するという事は難しいのではないかと考えているところでございます。

そのことも踏まえつつご審議いただきたいと思いますと思っております。

では、まず①の要望でございます。

「①教育委員会会議で決定した「採択基本方針」を速やかに、もしくは遅滞なく公開すること。また、採択に係る日程・開催場所等の情報は、事前に事務局教育委員会のホームページに掲載すること」と要望されています。

こちらについては、「採択基本方針」で議決されたものもありませんけれども、現段階では公開はしておりません。

しかしながら、6月の定例教育委員会会議の議事録につきましては、すでにホームページで公開しております。

この件につきましても速やかにホームページで公開したいと考えております。

また、2段落目の、採択に係る日程・開催場所等の情報は、事前に事務局教育委員会のホームページに掲載することにつきましては、採択に係る日程や開催場所等の情報については、これまでも公開しておりません。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。

まず、①の「採択基本方針」を速やかに公開することについて、この請願を採択するか不採択とするかについて、ご意見を申し上げます。

○ 柳川委員

「採択基本方針」については、6月の教育委員会会議において議決されたものでありますので、公開しても公平な採択に支障をきたすものではないと思いますので、採択でよろしいのではないのでしょうか。

○ 教育長

柳川委員からご意見をいただきましたが、教育委員会で決定した「採択基本方針」を速やかに、もしくは遅滞なく公開することについては、採択してよろしいのでしょうか。  
(全員異議なし)

○ 教育長

では、教育委員会で決定した「採択基本方針」を速やかに、もしくは遅滞なく公開することについては、採択することとします。

○ 教育長

次に、①の後半部分ですが、採択に係る日程・開催場所等の情報は、事前に事務局教育委員会のホームページに掲載することについて、この請願を採択するか不採択とするかについて、ご意見をお願いします。

○ 樋上委員

採択に係る選定委員会や調査委員会の日程などをホームページに掲載し、公開するということですね。

それでは、公正な審議が行われないのではないかと思うのですが。

○ 教育長

樋上委員からご意見をいただきましたが、どうでしょうか。

○ 教育長

公正な審議が行われない可能性があるとは、どういう事が想定されるか、事務局からお願いします。

○ 学校教育課長

例えば、公開をホームページにした場合に、外部の様々な方が、委員等に接触することが考えられ、静ひつな環境が保たれず、公正な判断ができないことなどが考えられると思います。

○ 教育長

そういう状況も考えられるという事ですね。



- 三島委員  
今、説明されたような事が考えられるのであれば、事前の公開はしない方がよいと思いますので、不採択にした方がよいのではないかと考えます。
- 樋上委員  
私も、事前に公開する必要はないと思いますので、不採択にした方がよいと思います。
- 教育長  
では、採択に係る日程・開催場所等の情報は、事前に事務局教育委員会のホームページに掲載することの請願は不採択とするということによろしいでしょうか。  
(全員異議なし)
- 教育長  
①の後半、「採択に係る日程・開催場所等の情報は、事前に事務局教育委員会のホームページに掲載すること」の請願は不採択とします。  
続いて、事務局から②について説明をお願いします。
- 学校教育課長  
②、③、④についてでございます。  
こちらについては、先ほど申し上げたとおりですが、採択の基本方針に則って教科書採択後に公表したいと、事務局としては考えております。  
ご審議の程、よろしく願いいたします。
- 教育長  
説明が終わりました。  
それでは、これら3件の請願について、採択するか不採択にするかご意見を願います。
- 三島委員  
これらについても、採択前に公開は控えたほうがよいと思います。  
最初の説明にありましたように、教科用図書採択基本方針に基づいて、基本方針の中にも採択後とありますので、請願は不採択でよいと思います。
- 樋上委員  
私も同じく、基本方針にあるように「採択後、遅滞なく公開するもの」とありますので、採択後には、公開しなければならないと思います。

- 教育長  
不採択でよいという意見が出ました。  
その他、ご意見はありませんか。
  
- 三島委員  
公開の方法とか内容とかは、どのような事が考えられますか。
  
- 学校教育課長  
方法といたしましては、ホームページへの掲載と、事務局での閲覧となります。  
これまでは、ホームページへ掲載しておりますのは、採択結果であるとか、答申、それから調査研究の報告書などです。  
その他、選定委員・調査員の情報については、現在は事務局にきていただいて資料の閲覧としております。  
また、議事録につきましても、ホームページで公開しております。
  
- 教育長  
他にご意見はありませんか。  

(質疑なし)
  
- 教育長  
この請願の、②、③、④については、一括で審議されていますが、不採択という意見がでました。  
では、この請願の②、③、④について、すべて不採択ということによろしいでしょうか。  

(全員異議なし)
  
- 教育長  
②選定委員会において意思形成が終了した「観点・視点・方法」、③意思形成が終了し、選定委員会に報告された「調査・研究委員会報告書」を速やかに、もしくは遅滞なく公開すること、④意思形成が終了し、教育委員会に答申した「選定委員会答申書」を速やかに、もしくは遅滞なく公開することについては、すべて不採択とします。  
続いて、事務局から⑤について説明をお願いします。
  
- 学校教育課長  
⑤教科書採択について審議する教育委員会会議は傍聴者に公開することについて説明いたします。

これまで教科書採択について審議する教育委員会会議は、公開しないで審議するとしてまいりました。その理由といたしましては、静ひつな審議環境を確保するということからでございます。

適切な採択環境を整えたいと考えておりますので、今回も公開しないで審議するとしてたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○ 教育長

ありがとうございます。

⑤教科書採択について審議する教育委員会会議は傍聴者に公開することについて、この請願を採択するか不採択とするかについて、ご意見を申し上げます。

このことについては、採択の基本方針の中には記載がありませんので、それを踏まえてご意見を申し上げます。

○ 柳川委員

教育委員会会議を公開するということですが、これまでも教科書採択の議案に関しては非公開でした。

ですので、私としては不採択でよろしいかと思えます。

○ 今井委員

私も、今までどおり公開しない、不採択でよいかと思えます。

○ 教育長

他にご意見はありませんか。

(質疑なし)

○ 教育長

それでは、この請願の⑤教科書採択について審議する教育委員会会議は傍聴者に公開することについて、不採択ということによろしいでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

では、この請願の⑤教科書採択について審議する教育委員会会議は傍聴者に公開することについて、不採択としますので、議案第23号「平成30年度に市立小学校で使用する「特別の教科 道徳」教科用図書採択について」は、公開しないで審議することとします。

続いて、⑥について事務局から説明をお願いします。

○ 学校教育課長

10ページの⑥選定委員会会議，教育委員会会議の議事録と会議資料を会議開催後速やかにもしくは遅滞なく，公表し，かつ事務局教育委員会のホームページに掲載することについて説明をいたします。

これまでは，教育委員会会議の議事録についてのみ，採択後に公表しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど，よろしく申し上げます。

○ 教育長

説明が終わりました。

⑥選定委員会会議，教育委員会会議の議事録と会議資料を会議開催後速やかにもしくは遅滞なく，公表し，かつ事務局教育委員会のホームページに掲載することについて，この請願を採択するか不採択とするかについて，ご意見を申し上げます。

ちなみに，このことについては，基本方針では，採択後，遅滞なく議事録を公開することとしております。

○ 三島委員

この請願の内容については2つあるようですが，これを一つの請願として考えるならば，教育委員会会議の議事録については，会議後毎回公表していますので，今回も公表するとしたらよいと思います。

選定委員会の議事録は今まで公表したことはないと思いますので，これは公表しないでよいと思います。

選定委員会の議事録の公表，この部分は不採択とし，今日の会議の議事録は，公表しますので，改めて公表を採択する必要がありませんので，これも不採択としてよいのではないかと思います，いかがでしょうか。

○ 教育長

他にご意見はありませんか。

(質疑なし)

○ 教育長

それでは，この請願の⑥選定委員会会議，教育委員会会議の議事録と会議資料を会議開催後速やかにもしくは遅滞なく，公表し，かつ事務局教育委員会のホームページに掲載することについて，不採択ということよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

では、この請願の⑥選定委員会会議、教育委員会会議の議事録と会議資料を会議開催後速やかにもしくは遅滞なく、公表し、かつ事務局教育委員会のホームページに掲載することについて、不採択とします。

続いて、⑦について事務局から説明をお願いします。

○ 学校教育課長

⑦意思形成が終了し教科書を採択した直後に採択結果、採択理由を遅滞なく公開することについて説明いたします。

12ページの採択基本方針の(3)をご覧ください。

採択結果、採択理由につきましては、採択基本方針の「(3)開かれた採択の推進」にございますとおり、採択後に遅滞なく公表する、としております。今回もそのようにしたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 教育長

説明ありがとうございます。

⑦意思形成が終了し教科書を採択した直後に採択結果、採択理由を遅滞なく公開することについて、この請願を採択するか不採択とするかについて、ご意見ををお願いします。

○ 樋上委員

先ほどと同様に、採択後に公開ということですので、この件についても不採択が適当であると思います。

○ 教育長

他にご意見はありませんか。

(質疑なし)

○ 教育長

それでは、この請願の⑦意思形成が終了し教科書を採択した直後に採択結果、採択理由を遅滞なく公開することについて、不採択ということによろしいでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

では、この請願の⑦意思形成が終了し教科書を採択した直後に採択結果、採択理由を遅滞なく公開することについて、不採択とします。

続いて、2点目について事務局から説明をお願いします。

- 学校教育課長  
10 ページ，2 点目の「道徳教科書の選定についての要望」の説明をいたします。  
読ませていただきます。  
「道徳教科書の選定についての要望を読む」  
この件につきましても，採択基本方針に基づき，適正，公正に行ってまいりたいと考えております。  
以上で説明を終わります。ご審議のほど，よろしく願いいたします。
  
- 教育長  
説明ありがとうございます。  
「道徳教科書の選定についての要望」について，この請願を採択するか不採択とするかについて，ご意見を伺いたいと思います。
  
- 三島委員  
全般的にですけれども，採択については，基本方針に基づいて，適正，公正に行われるとのことですので，不採択でよいと思います。
  
- 教育長  
他にご意見はありませんか。  

(質疑なし)
  
- 教育長  
それでは，この請願の「道徳教科書の選定についての要望」について，不採択ということではよろしいでしょうか。  

(全員異議なし)
  
- 教育長  
全員異議なしと認めます。  
この請願の「道徳教科書の選定についての要望」について，不採択とします。  
続いて，3 点目を事務局から説明お願いします。
  
- 学校教育課長  
続いて，3 点目の「教科書採択における公正確保の徹底についての要望」の説明をいたします。  
読ませていただきます。  
（「教科書採択における公正確保の徹底についての要望」を読む）  
この件につきましても，採択基本方針に基づき，適正，公正に行ってまいりたいと考

えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 教育長

ありがとうございます。

「教科書採択における公正確保の徹底についての要望」について、この請願を採択するか不採択とするかについて、ご意見を伺いたいと思います。

○ 樋上委員

今、説明がありましたように、採択基本方針に基づいて、適正、公正に行われるとのことですので、不採択でよいと思います。

○ 教育長

公正に行われているということですので、あえて採択する必要はないとのご意見です。他にご意見はありませんか。

(質疑なし)

○ 教育長

それでは、この請願の「教科書採択における公正確保の徹底についての要望」について、不採択ということによろしいでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

この請願の「教科書採択における公正確保の徹底についての要望」について、不採択とします。

○ 教育長

それでは、これですべて審議が終わったと思いますので、確認をいたします。

大きく3項目ありましたが、まず第1項目目の「採択資料等の公開・公表についての要望」①の一部である、「採択基本方針」を速やかに、遅滞なく公開することについて、このことについてのみ採択、その他については不採択となりました。

これでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

日程第5、議案第23号「平成30年度に市立小学校で使用する「特別の教科 道徳」

教科用図書の採択について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第6，議案第24号「平成30年度に小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第7，承認第20号「教育委員会の附属機関の委員の委嘱等について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第8，承認第21号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

以上で，本日の会議に付された審議事項は，すべて終了いたしました。

「その他」

その他では，次の項目について報告を行いました。

- (1) 生徒指導上の諸問題等集計について（7月分）
- (2) 『親の力』を学びあう学習プログラム ファシリテーター一覧について

次の教育委員会会議は9月19日（火）午前10時から大柿公民館大会議室で開催します。  
以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により，ここに署名する。

江田島市教育長

署名委員